

2019年度

第15回みやこ祭

第2回 大学祭総会

日時：6月27日（木）16：30～

場所：11号館204番教室

項目

1. 第15回みやこ祭 本部企画援助費報告.....p.1
 - (1) 集計報告.....p.1
 - (2) 経過報告.....p.1
2. 2018年度大学祭実行委員会決算報告.....p.2
3. 2019年度大学祭実行委員会予算案.....p.3
4. 安全委員会より.....p.4
 - (1) 今年度の各種規約について.....p.4
 - (2) 飲酒の規制について.....p.13
 - (3) ビラ・掲示物の撤去について.....p.13
5. 第15回みやこ祭 参加企画承認.....p.14

1. 第15回みやこ祭 本部企画援助費報告

(1) 集計報告

今年度も昨年度同様、本部企画開催に必要な資金を確保するため、4月から5月にかけて募金活動を行いました。ご協力の結果、744,360円の寄付をいただきました。

(2) 経過報告

2018年11月

2018年度第3回大学祭総会において2019年度本部企画援助費案を提示し、承認を得ました。

2019年4月～5月

生協広場・学生ホールを中心に、南大沢キャンパス構内で募金活動を行いました。

2. 2018年度大学祭実行委員会決算報告

【収入】

分類	金額(円)
学生からの寄付	
企画援助費	617,962
自治会費分配費	1,900,000
参加団体からの徴収	
団体徴収清掃費	216,000
学生以外からの収入	
同窓会寄付金	400,000
教職員寄付金	523,772
協賛活動	
パンフレット広告協賛	627,240
企業協賛金	459,042
その他	
パンフレット売上	156,300
銀行預金利息	5
前年度からの繰越金	613,138
合計	5,513,459

【支出】

分類	主な用途	金額(円)
企画費	機材レンタル設置費用、トークショー出演料	2,165,779
広報費	パンフレット等印刷費用、外部広報費用等	572,419
構内装飾費	ゲート制作費用、電灯装飾費用等	76,776
消耗品費	塗料代、現物支給代、その他トナー代等	762,457
備品費	電気部品代、事務備品代等	750,956
清掃費	業者委託代、清掃用具代等	329,547
通信費	切手代、郵送代、FAX送信代等	75,905
雑費	保険料	55,080
	その他各種レンタル代、手数料等	506,156
合計		5,295,075

当期収入	—	当期支出	=	次年度繰越金
5,513,459	—	5,295,075	=	218,384

以上、218,384円を次年度に繰り越します。

第14代首都大学東京南大沢キャンパス大学祭実行委員会

会計 俣野厚志

3. 2019年度大学祭実行委員会予算案

【収入】

分類	金額(円)
学生からの寄付	
企画援助費	744,360
自治会費分配費	2,687,798
参加団体からの収入	
団体徴収清掃費	220,000
学生以外からの収入	
同窓会寄付金	400,000
教職員寄付金	600,000
協賛活動	
パンフレット広告協賛	650,000
企業協賛金	250,000
前年度からの繰越金	218,384
合計	5,770,542

【支出】

分類	主な用途	金額(円)
企画費	機材レンタル費用、トークショー出演料等	2,350,000
広告費	パンフレット・ビラ印刷費用、外部広報費用等	560,000
構内装飾費	ゲート制作費用、電灯装飾費用等	108,000
消耗品費	トナー代、印刷用紙・事務用品費用等	639,000
備品費	塗料・リヤカー等	700,000
清掃費	業者委託代、清掃用具代	320,000
通信費	携帯契約費、切手代、郵送代	100,000
雑費	仮設ゴミ集積所設置費用	100,000
	保険料	100,000
	その他各種レンタル代、手数料等	380,000
予備費		413,542
合計		5,770,542

4. 安全委員会より

(1) 今年度の各種規約について

〔1〕大学祭期間中における違反事項に関する条規

第1条（趣旨）

この規約は、大学祭期間中において参加団体が大学祭を「自主管理・自主運営していくに際し、更なる安全防災を図るために定めるものである。

※ 「参加団体」とは模擬店参加・屋内参加・特別参加で参加する団体を指す。

第2条（施行時期）

この規約は2019年度大学祭にのみ適用される。ただし、第5条③は除く。

第3条（参加申請）

2019年度大学祭に参加するすべての団体は、大学祭における安全防災の保証のため、のちに掲げる第7条に定める通り参加申請と同時に供託金を大学祭実行委員会（大学祭期間中は「大学祭本部」と称する）に納めなければならない。

※ 「大学祭に参加するすべての団体」とは、模擬店参加・屋内参加・特別参加で参加する団体を指す。

第4条（違反事項）

大学祭期間中における違反事項は次の通りとする。

- ① 飲酒に絡んだ問題を起こした場合。特に未成年飲酒に絡んだ問題や近隣住民に迷惑となる行為を指す。飲酒に絡んだ問題が起きた場合、それ以後の大学祭期間中における飲酒の全面禁止を含む何らかの制限を課す。
- ② 完全退構時刻以降に構内に残っており、かつ安全委員会の警告に応じず退構しなかった場合。ただし、特別に認められている場合は除く。
- ③ 大学の定める各規則、規約等に著しく違反する場合。
- ④ 安全委員会本部の警告に応じない場合。
- ⑤ 法律に著しく違反する場合。

第5条（処分）

安全委員会本部が第4条に違反していると判断した団体への処分はその度合いにより以下のいずれか、もしくはその複数とする。

- ① 供託金を没収する。
- ② 今年度、大学祭への継続参加を認めない。
- ③ 来年度以降、一定期間大学祭への参加を認めない。

第6条（参加団体以外の大学祭参加者および来場者への対応）

参加申請を提出していない大学祭参加者および来場者が違反等を犯した場合、ただちに、大学祭本部、安全委員会本部および大学側との協議の上で何らかの処罰を講ずる。

第7条（供託金の金額）

- ① 営利を目的としないゼミおよび研究室単位での参加団体には、供託金を課さない。
 - ② 営利を目的としない参加団体のうち第7条①に該当しない参加団体は、5,000円とする。
 - ③ 営利を目的とする参加団体のうち上部団体（体育会・文化部連合・サークル連合）に加盟している団体およびクラス、ゼミ、研究室単位での参加団体は、10,000円とする。
 - ④ 営利を目的とする参加団体のうち第7条③に該当しない参加団体は、20,000円とする。
- ※ 上記①から④の複数の形態で参加する団体は、その中で最も高い金額とする。

第8条（供託金の返却）

処分を受けなかった団体の供託金は、大学祭終了後に機会を設けて返却する。

第9条（供託金の使途）

没収した供託金は公的機関に寄付する。なお、供託金を期日までに受け取りに来なかった団体に関しては、大学祭実行委員会から連絡をするが、それでも受け取りに来なかった場合、公的機関に寄付する。

第10条（飲酒の終了時刻）

午後8時30分をもって飲酒を終了とする。

第11条（行事の終了時刻）

午後9時をもって大学祭の行事をすべて終了とする。

第12条（完全退構時刻）

午後9時30分をもって構内から完全退出とする。ただし、特別に認められている場合を除く。

〔2〕安全防災規約

第1条（趣旨）

この規約は、大学祭期間中において参加団体が大学祭を「自主管理・自主運営」していくに際し、更なる安全防災を図るために定めるものである。

※ 「参加団体」とは模擬店参加・屋内参加・特別参加で参加する団体を指す。

第2条（施行時期）

この規約は2019年度大学祭にのみ適用される。ただし、第6条は除く。

第3条（火気使用）

- ・屋内での火気使用は禁止する。
- ・所定の場所に設けられた喫煙所以外での喫煙は禁止する。
- ・火気を使用する団体は安全委員会に届け出を行い、消火バケツ等の消火用具を用意する。
- ・プロパンボンベ・カセットコンロ・発電機・その他火気を使用する団体は、事前に安全委員会に届け出を行い、安全に留意して使用する。
- ・発電機を使用する団体は、消火器を常備する。
- ・模擬店で使用するプロパンボンベ・発電機のガソリンは、大学祭期間中毎日所定の場所に返却する。
- ・カセットコンロを使用する際はボンベの管理をしっかりと行い、使用しない時はボンベを外す。
- ・焚火・花火・爆竹等を使用する催しは事前に安全委員会への届け出を必要とし、検討した上で認められたものに限る。

第4条（安全防災・会場整備）

- ・会場に、看板・テント等を設置する場合は安全委員会に届け出を行い、危険のないようにする。
- ・非常口・緊急車両の通路・消火栓前スペース・点字ブロックはふさがないようにする。
- ・許可なく場所を占拠しての楽器演奏等の行為は禁止する。
- ・大学祭期間中、安全に関する問題がある場合や暴力行為・破損行為・緊急事態があった場合は、その收拾とともに責任の所在を明らかにするよう努める。

- ・大学祭期間中の構内施設の汚損・破損については補償金制度の規定に基づく。
- ・その他、公立大学法人首都大学東京南大沢キャンパス校舎管理規定に従う。
ただし、日曜・祝日の施設使用時間については平日と同様にする。

第5条（その他）

- ・午後9時をもって大学祭行事すべてを終了し、午後9時30分までに構内から完全に退出する。なお、構内にとどまることができる者は事前に安全委員会に届け出を行い、検討した上で認められた者に限る。
- ・屋外での音出しは、午前9時30分から午後7時までとする。
- ・騒音には十分に注意する。屋外で音を出す場合、各所で大学祭実行委員会によって定められた音量以上の音を出さない。また、施設内で音を出す場合は、施設の防音能力を超える音は出さない。
- ・電力を使用する場合は、必ず定められた場所から電力をとり、決められた容量以上は使用しない。
- ・飲食物を取り扱う団体は、事前に安全委員会に届け出を行い、届け出をしていない飲食物の販売は行わない。また、保健所の指示に従って衛生面には十分注意する。
- ・指定された仮設流し場を使用し、トイレの水道や散水栓等は使用しない。
- ・医療体制は安全委員会が医務室および近隣の病院に依頼し、その指示に従う。
- ・その他、周囲に甚だしい迷惑をかける行為や、大学祭にふさわしくないと大学祭本部および安全委員会本部が判断した行為は行わない。

第6条（処分）

第3条、第4条および第5条について甚だしい違反があった場合には、安全委員会本部から「警告」を行う。警告に応じない団体に対しては「大学祭期間中における違反事項に関する条規」による処分を適用する。また、安全委員会が定めた夜間残留・騒音についての違反も同条規による処分を適用する。

〔3〕 供託金制度

i) 趣旨

この供託金制度は、飲酒をはじめとする大学祭期間中のあらゆる問題を防ぎ、大学祭を円滑に終わらせること、さらには私たち学生が大学側との信頼関係を築き、来年度以降の大学祭を無事に行うことを保証する目的があります。

過去の大学祭での一部の学生の常軌を逸した行為の結果、飲酒に絡んだ問題が起き、飲酒行為は全面禁止となりました。それ以来、徐々に規制緩和が行われ、昨年度も時間制限付きの飲酒解禁を行うことができました。昨年度は供託金没収となるまでの問題・事故は起こりませんでした。

しかし、未だに危険な飲酒をする光景が見られることから、「自主管理・自主運営」の理念が十分に浸透したとは言えない状況です。飲酒に絡んだ問題を起こしてしまった以上、私たちはこの問題を真摯に受け止め、再発防止に努めなければなりません。私たち全員が飲酒に絡んだ問題の重みを理解し、責任を持つべきだと考えています。

飲酒に絡んだ問題を起こしてしまった場合、来年度以降の大学祭が飲酒解禁のもとに行われるという保証はありません。

ii) 制度内容

- ・ 大学祭に参加する全ての団体は供託金として、参加形態に応じた金額を大学祭実行委員会に納めるものとします。

※ 「大学祭に参加する全ての団体」とは、模擬店参加、屋内参加、特別参加で参加する団体を指します。

- ・ 大学祭期間中に飲酒をはじめとするあらゆる問題を起こし、悪質であると安全委員会本部が判断した場合、対象の団体から処分として供託金を没収します。
- ・ 「大学祭期間中における違反事項に関する条規」を守り、問題を起こさなかった団体には、大学祭終了後に供託金の返却を行います。なお、没収した供託金は公的機関に寄付します。

iii) 対象・金額

- ① 営利を目的としないゼミおよび研究室単位での参加団体には、供託金を課しません。
 - ② 営利を目的としない参加団体のうち第7条①に該当しない参加団体は、5,000円とします。
 - ③ 営利を目的とする参加団体のうち上部団体（体育会・文化部連合・サークル連合）に加盟している団体およびクラス・ゼミ・研究室単位での参加団体は、10,000円とします。
 - ④ 営利を目的とする参加団体のうち第7条③に該当しない参加団体は、20,000円とします。
- ※ 上記①から④の複数の形態で参加する団体は、その中で最も高い金額とします。

iv) 管理・返却

供託金の管理は大学祭実行委員会が行います。

「大学祭期間中における違反事項に関する条規」を守り、問題を起こさなかった団体には、大学祭終了後に供託金の返却を行います。返却の日程・場所は決まり次第お知らせします。

なお、返却期限を過ぎても受け取りに来なかった団体に関しては、大学祭実行委員会から連絡をしますが、それでも受け取りに来なかった場合、公的機関に寄付します。

〔4〕補償金制度

i) 趣旨

補償金制度は、参加団体全体で「自主管理・自主運営」を行うという大学祭の理念に基づいて実施しています。この制度により**大学祭期間中に大学構内施設において当事者不明の汚損・破損があった場合は、参加団体全体でその責任を分担する必要があります。**

大学祭期間中に大学内の施設に著しい汚損・破損が見られた場合、来年度以降その施設が使用禁止となったり、最悪の場合大学祭を開催できなくなったりするおそれがあります。そのような事態を防ぎ、例年使用している施設の使用を継続していくため、そして来年度以降新たな施設の使用を可能にするために必要な制度です。

また、責任を各団体で分担することによって、「自主管理・自主運営」の理念を各団体の全員に理解していただくことを目指します。さらに各団体で注意し合うことにより、大学祭期間中の汚損・破損箇所を減少させることに繋がります。

ii) 制度の内容

大学祭の参加団体に一律に、規定の金額を補償金として大学祭実行委員会に納めてもらい、大学祭期間中に当事者不明の汚損・破損があった場合、補償金から修理費をまかさないです。その修理費を差し引いた残金を各団体に均等に返却します。ただし、責任の所在が明らかな場合や本人がその汚損・破損を認めた場合は、汚損・破損した本人が弁償することとします。なお、当事者が特に限定されると判断した場合はこの限りではありません。

※ 責任の所在を特定できない場合、補償金制度を適用する場合がありますので、各団体が汚損・破損のないように各施設を使用してください。

iii) 対象・金額

大学祭に参加する全ての団体に一律5,000円とします。ただし、弁償額が補償金の限度を超えた場合は追加徴収するものとします。また、一つの団体で複数の参加申請をする場合も、参加申請の数に関わらず5,000円とします。

※ 「大学祭に参加する全ての団体」とは、模擬店参加、屋内参加、特別参加で参加する団体を指します。

iv) 管理・返却

補償金の管理、大学への修理費の支払いは大学祭実行委員会が行います。清算終了後、大学祭実行委員会が会計報告を行います。

補償金の適用に該当するような汚損・破損がなかった場合は全額を返却します。適用がなされた場合は修理費を差し引いた残金を返却します。返却の日程・場所は決まり次第お知らせします。

なお、返却期限を過ぎても受け取りに来なかった団体に関しては、大学祭実行委員会から連絡をしますが、それでも受け取りに来なかった場合、公的機関に寄付します。

v) 清掃費

大学祭終了後、大学構内の敷石に油染みが目立ちます。その責任の多くは模擬店参加団体にあると考え、補償金の適用外とします。

大学構内の敷石の油染みの除去を含む清掃を業者に委託します。その費用は、清掃費として模擬店参加団体から1日1,000円を徴収し、大学祭実行委員会でも50,000円負担します（追加徴収はありません）。

なお、徴収した清掃費は全額、大学構内の地面の清掃に使わせていただくため、返却はありません。清掃費の管理、支払い、会計報告は大学祭実行委員会が行います。

(2) 飲酒の規制について

安全管理および事故防止の観点より、今年度も昨年度に引き続き、飲酒に関する規制を行う予定です。詳細に関しては今後のみやこ祭参加準備会議にてお知らせします。

ご理解、ご協力をお願いします。

(3) ビラ・掲示物の撤去について

今年度の既存ビラ・掲示物の撤去日時、撤去場所および大学祭期間中のビラ・掲示物の設置期間は以下の通りです。

ご理解、ご協力をお願いします。

撤去場所：1号館・7号館 掲示板

学生ホール1階・2階 掲示板

撤去日程：11月1日（金）16：00～

大学祭用ビラ・掲示物の設置期間：

11月2日（土）みやこ祭全体準備会議後～11月6日（水）15：00

5. 第15回みやこ祭 参加企画承認

別冊の『第15回みやこ祭 参加企画一覧』をご覧ください。

2019年度 第2回 大学祭総会 資料

発行 首都大学東京南大沢キャンパス大学祭実行委員会

所在 学生ホール206 大学祭実行委員会室

連絡先 042-677-1111 (内線 2323)

mepo.jimukyoku15th@gmail.com

HP <http://miyakomatsuri.com>



メールアドレス



HP